年　月　日

三原市長　様

商号又は名称

代表者等氏名　　　　　　　　　印

担当

所属

氏名

電話番号

メールアドレス

提案参加申込書

　三原市教育・保育施設等給付業務支援システム導入業務業務の提案に参加したいので、裏面の参加資格条件を満たしていることを確認した上で申し込みます。

　なお、参加資格条件を満たしていない又は満たさなくなった事実により、三原市教育・保育施設等給付業務支援システム導入業務の選定から除外された場合でも、一切の異議を申し立てません。

　また，情報の漏えいに関しては、損害賠償請求の対象になることを承知します。

　本書及び提出書類の記載事項は事実と相違ありません。

参加資格条件

　１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。

　２　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続の開始がなされていないこと。

　３　本市から指名停止を受けていないこと。

　４　本市の「（R6.7.19更新）令和６～８年度物品調達等登録業者名簿」の「種目：26情報・通信関係　品目1：システム設計・開発，品目2：システム保守・管理」のいずれにも登録のある業者であること。なお，本市に当該登録がない場合は，本市が求める書類を提案依頼参加申込書の提出時に併せて提出すること

　５　本市に対する債務に滞納がないこと。

　６　次に掲げる事項について承諾又は順守すること。

　　(1)　本市が優先契約候補者を選定後，当該者と協議の上，調達内容を確定させること。

　　(2)　提案に係る一切の費用は，提案者の負担となること。

　　(3)　提出した書類等については，著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合，三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開すること。

　　(4)　本市に対する債務がないことを本市が調査すること。

　　(5)　締切り期限経過後の提出は認めないこと。

　　(6)　提出物の変更又は返却は認めないこと。

　　(7)　仕様に不適合な事項がある場合で，提案書に不適合事項として記載がないときは，全て仕様に適合しているものとして審査するため，仕様に適合させるために追加となる費用を負担すること。

　　(8)　2次審査の結果は，本市ホームページに掲載すること。

　　(9)　提供する全ての情報について，提案に関与しない第三者に漏洩しないこと。

　　(10)　提案依頼参加申込書を提出した以降に，本市から依頼した以外の営業行為及び庁舎外での折衝等（第三者を介するものを含む。）を行わないこと。